

更別村農業委員会議事録

令和5年 第2回 更別村農業委員会定例総会議事録を次のとおり作成する。

令和5年2月13日

更別村農業委員会会長 道 見 克 浩

1. 開催状況

(1) 開 会 日 令和5年2月13日（13時25分開会、14時35分閉会）

(2) 場 所 更別村役場 3階大会議室

(3) 出席状況（出席12名、欠席 0名、遅参 0名）

出欠	席番	職名	氏 名	出欠	席番	職名	氏 名
出席		会長	道 見 克 浩	出席	6	委員	磯 忠 義
出席	1	委員	及 川 政 人	出席	7	委員	日 崎 克 彦
出席	2	委員	岡 寛	出席	8	委員	大 地 惠 子
出席	3	委員	福 田 隆 幸	出席	9	委員	小 野 孝 博
出席	4	委員	塩 田 孝 弘	出席	10	委員	九 々 昌 弘
出席	5	委員	川 上 英 幸	出席	11	委員	宍 戸 功

(4) 議事録署名委員

8番 大地委員 9番 小野委員

(5) 出席した職員

農業委員会事務局 事務局長 川上 祐明 農地係長 前田 貴広
村産業課 産業課長 高橋 祐二

(6) 議 件

- 報告第1号 農業者年金業務処理状況について
- 報告第2号 農地の使用貸借の合意解約の通知について
- 報告第3号 農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて（結果報告）
- 議案第1号 更別農業振興地域整備計画の変更について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第3号 現況証明願について
- 議案第4号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の
決定について

議案第6号 農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて

(7) その他

① 令和5年第3回農業委員会定例総会について

2. 開 会

【事務局長】 皆様お疲れ様です。早いですが皆様お揃いですので、ただ今から令和5
年第2回更別村農業委員会定例総会を開催致します。

本日の出席委員は12名であります。農業委員会会議規則で定めます定
足数に達しておりますので、定例総会は成立しておりますことを報告致し
ます。

はじめに会長より招集のご挨拶をお願い致します。

3. 会長招集挨拶

【会 長】 皆さんこんにちは。第2回の定例総会ということで、それぞれ定刻前に
お集まりいただきまして、ありがとうございます。

先日、立春が過ぎて1週間ほどになるのですが、トルコ南部では大きな
地震が発生し、3万人を超える犠牲者があり、誠に痛ましい状況にありま
す。一方ロシアがウクライナに侵攻して間もなく1年が経ちますが、ウク
ライナにおいては、燃料等の資源をはじめ、食料の輸出が滞っており、世
界を巻き込んだ食糧危機など、先が見えない状況であります。そんな中
ではあります、なんとか侵攻の終わりを期待したいところではあります。

そんな中ではあります、それぞれ議案が出ております。どうか慎重な
審議のほどをお願い申し上げ、開会の挨拶と致します。

4. 議事録署名委員の決定

※ 更別村農業委員会会議規則第6条により、会長が議長となり議事を主宰

【議 長】 それでは議事録署名委員を決定させていただきます。8番 大地委員、9
番 小野委員、それぞれよろしくお願い致します。

5. 議件の審議状況

(1) 報告第1号 農業者年金業務処理状況について

【議長】 それでは議件の方へ入らせていただきます。まず報告第1号、農業者年金業務処理状況について説明お願い致します。

【事務局長】 報告第1号、農業者年金業務処理状況について説明致します。1月定例総会議案調製以降の農業者年金業務の処理状況を報告するものです。
(報告案件朗読)

【議長】 ただ今説明がありました、よろしいでしょうか？
(「はい」の声)

(2) 報告第2号 農地の使用貸借の合意解約の通知について

【議長】 それでは次へ進みます。報告第2号、農地の使用貸借の合意解約の通知について説明お願い致します。

【事務局長】 報告第2号、農地の使用貸借の合意解約の通知について説明致します。1月の定例総会の議案調製以降に合意解約が成立した旨通知があったものを報告するものです。

1件目、(報告案件朗読)

補足ですが、解約後は改めて農地法第3条の許可申請が出されております。

2件目、(報告案件朗読)

補足ですが、解約後は改めて農地法第3条の許可申請が出されております。

【議長】 ただ今報告がありました、この件につきましていかがでしょうか？
(質疑等無)

【議長】 よろしいですか？
(「はい」の声)

(3) 報告第3号 農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて (結果報告)

【議長】 それでは次へ進みます。報告第3号、農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて、結果報告お願い致します。

【事務局長】 報告第3号、農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせん、結果報告について説明致します。

1月定例総会以降のあっせん委員会の開催結果を報告するもので、賃貸借10件のあっせんが成立しております。

1件目です。(報告案件朗読)

2件目です。(報告案件朗読)

3件目です。(報告案件朗読)

4件目です。(報告案件朗読)

5件目です。(報告案件朗読)

以下10件目まで、賃貸人、委員会開催日、あっせん委員長は5件目と同じですので、説明は省略します。

続いて6件目です。(報告案件朗読)

続いて7件目です。(報告案件朗読)

続いて8件目です。(報告案件朗読)

続いて9件目です。(報告案件朗読)

続いて10件目です。(報告案件朗読)

【議長】 それでは、1件目の賃借人がAの件からBの件まであっせん委員長を務められました日崎委員より報告お願い致します。

【日崎委員】 まず1件目のAですが、1月25日に九々委員、宍戸委員、福田委員、自分であっせんを行いまして、無事に成立いたしました。2件目のCの件ですが、これも同じく1月25日に行いまして、Dが都合で来られなかったので地区担当委員さんに一任ということで、行いまして無事に成立いたしました。3件目のCの件ですが、双方、Bも来ていただきまして、これも1月25日に行いまして、無事に成立いたしました。内容は事務局の説明あった通りです。

【議長】 次、4番目、賃借人Eから10番目Fまで、あっせん委員長を務められました及川委員より報告お願い致します。

【及川委員】 2月3日にあっせん委員会を行いました。内容は先ほどの説明どおりで、何事もなく無事にあっせん委員会を終わらせていただきました。

【議長】 ただ今報告がありましたが、これを踏まえて何かあればお願いします。
(意見等無)

【議長】 この内容でよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

(4) 議案第1号 更別村農業振興地域整備計画の変更について

【議長】 これより議案に入ります。議案第1号、更別村農業振興地域整備計画の変更について説明お願い致します。

【議長】 議案第1号、更別村農業振興地域整備計画の変更について説明願います。

【事務局長】 議案第1号、更別村農業振興地域整備計画の変更について説明致します。
農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定に基づきまして、更別村から農業振興地域整備計画の変更に伴う意見を求められましたので審議をお願い致します。

1 件目、(議案朗読)

議案資料をお願い致します。資料は1頁からになります。1頁が変更箇所的位置図です。上側が●●●の増築に係る部分、下側が既存の●●●に係る部分です。資料少し飛びまして、4頁に利用計画図を付けております。既存の建物部分と増築分を変更しようとするものです。

なお、周囲の状況を確認していただくために別紙で航空写真の方も配布をしております。

2 件目、(議案朗読)

議案資料をお願い致します。資料は6頁からになります。6頁が変更箇所的位置図です。資料少し飛びまして、9頁に利用計画図を付けております。現在の敷地にはスペースがないため、●●●の敷地を避けた既存施設の隣地部分の用途を変更しようとするものです。

なお、周囲の状況を確認していただくために別紙で航空写真の方も配布をしております。

以上につきまして、変更に対する異議の有無について審議をお願い致します。

なお、1件目の案件については、このあと議案第2号で転用許可申請と、

議案第3号で現況証明願が出てまいります。

2件目の案件については、議案第2号で転用許可申請が出てまいります。

(5) 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

【議長】 関連がありますので、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について説明お願い致します。

【事務局長】 それでは引き続きまして議案第2号の説明を致します。農地法第4条の規定による許可申請に対しまして、許可相当としてよろしいか、併せて、更別村が村の農業振興地域整備計画の変更を決定し公告したときはその時点で許可してよろしいか、審議をお願い致します。

1件目、(議案朗読)

議案資料をお願い致します。資料は1頁からになります。まず1頁に申請地の位置図を付けております。上側が転用に係る部分です。別紙で航空写真も配布しておりますのでご参照ください。

資料2頁からは許可申請書の写しを付けております。2頁左下をご覧ください。「2 転用計画」の「(2) 転用事由の詳細」を読み上げます。

「事業の拡張に伴い、●●●が不足な為、●●●の増築を計画しました。農作業に影響のない、既存建物の北側に作業通路を考慮し、建築場所を選定したので許可を願いたい。」とのことです。

2頁右上の(3)の表には工事期間と各建築物等の面積、右下の3には資金計画が掲載されています。

4頁は先程も見いただきました利用計画図です。増築部分、●●●、作業通路、管理スペースを配置しています。

5頁には「農地転用許可申請に係る審査表」をつけております。転用許可を行う際は「立地基準」と「一般基準」という二つの基準を満たしているかどうか確認することになっており、どちらか一方でも基準を満たしていないときは転用許可ができないことになっておりますので、要件を確認くださいますようお願い致します。

左側の方ですが、上から1.立地基準とあり、(1)の表の上から農用地区域内農地、甲種農地、第1種から第3種農地までの五つの区分が載っております。その中で農用地区域内農地の該当欄に○を付けております。農用地区域内農地は原則不許可となっておりますが、(2)の上記により判断した理由として「申請地は更別村農業振興地域整備計画における農用地区域内にある農地で原則転用不許可の土地であるが、用途区分を農業用施設用地に変更する予定である。」としております。続いて1の(3)の申請地以外に代替地がないと判断した理由として「既存施設の増築であることから、当該地を選定したことはやむを得ない。」とし、立地基準については満たして

いると考えております。

次に右側の、2の一般基準に参ります。申請の内容や添付資料などから、(1)事業実施の確実性、(2)被害防除措置の妥当性、(3)一時転用、(4)更別村農業振興地域整備計画の変更手続、それぞれの確認事項において、可もしくは該当無と判断し、一般基準についても満たしていると考えております。

以上申請内容及び各基準に照らし、転用は問題ないものと考えます。

議案に戻って2件目、(議案朗読)

議案資料をお願い致します。資料は6頁からになります。まず6頁に申請地の位置図を付けております。別紙で航空写真も配布しておりますのでご参照ください。

資料7頁からは許可申請書の写しを付けております。左下の「2 転用計画」の「(2) 転用理由の詳細」を読み上げます。

「事業の拡張に伴い、●●●がないため、●●●の建築を計画しました。既存建物の並びに合わせ作業通路をとり効率化を図り、農作業に影響のない西側の●●●横へ建築場所を選定したので許可を願いたい。」とのことです。

右上(3)の表には工事期間と各建築物等の面積、右下の3には資金計画が掲載されています。

9頁は先程も見ていただきました利用計画図です。建築部分、●●●、作業通路、管理スペース、作業スペースを配置しています。

10頁には「農地転用許可申請に係る審査表」をつけております。

左側の方ですが、上から1.立地基準とあり、(1)の表の上から農用地区域内農地、甲種農地、第1種から第3種農地までの五つの区分が載っております。その中で農用地区域内農地の該当欄に○を付けております。農用地区域内農地は原則不許可となっておりますが、(2)の上記により判断した理由として「申請地は更別村農業振興地域整備計画における農用地区域内にある農地で原則不許可の農地であるが、用途区分を農業用施設用地に変更する予定である。」としております。続いて1の(3)の申請地以外に代替地がないと判断した理由として「今回計画地に隣接した宅地には、●●●が●●●されており、今回計画施設を建築するスペースがないことや、住宅や既存●●●との動線や作業効率を考慮すると、既存●●●の増築であり、利活用の観点から申請地に建設することはやむを得ない。」とし、立地基準については満たしていると考えております。

次に右側の、2の一般基準に参ります。申請の内容や添付資料などから、(1)事業実施の確実性、(2)被害防除措置の妥当性、(3)一時転用、(4)更別村農業振興地域整備計画の変更手続、それぞれの確認事項において、可もしくは該当無と判断し、一般基準についても満たしていると考えております。

以上申請内容及び各基準に照らし、転用は問題ないものと考えます。

転用の許可自体は農業振興地域整備計画が変更決定され公告されてからとなりますので、許可に相当するかどうかと整備計画が変更公告された段階で許可を出してよろしいか、議案第2号の農振計画の変更の意見と併せて審議をお願い致します。

なお、1件目のEの案件については、このあと関連して議案第3号で現況証明願が出てまいります。

現地確認につきましては、担当委員をお願いをしております。

【議 長】 それでは現地確認いただいた岡委員の方より報告をお願い致します。

【岡 委員】 2月13日、本日の午前中に現地確認してまいりました。九々委員、宍戸委員の立会いの下、E、Fの現地を確認してきました。雪が降っておりましたが、杭が打ってあって確認いたしました。

【議 長】 それを踏まえて先ほどの資料ですがお目通しをお願いします。その後でご審議いただきたいと思います。
(各委員資料確認)

【議 長】 いかがでしょうか？お目通しただけでしょうか？
(「はい」の声)

【議 長】 お目通しいただいた中で何かご意見、ご質問等あればお願い致します。
(意見等無)

【議 長】 それでは、1件目、Eの件につきましては、議案第3号と関連しますので、審議はその説明の後と致します。2件目、Fから申請がありました件につきまして、議案第1号の意見を異議なしとしてよろしいか、併せて農地法第4条の許可申請について許可相当としてよろしいか、並びに村が農業振興地域整備計画の変更に関わる決定公告を行った場合は許可してよろしいか、この件について、いかがでしょうか？
(「問題ないと思います」の声)

【議 長】 この内容で許可してよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議 長】 それではFの件について、この時点で許可するものと致します。

(6) 議案第3号 現況証明願について

【議 長】 議案第 3 号、現況証明願について説明お願い致します。

【事務局長】 議案第 3 号、現況証明願について説明致します。1 件の願出がありましたので、証明してよろしいか審議をお願い致します。
(議案朗読)

議案資料をご覧ください。1 頁に願出地の図面を付けております。下側の部分になります。

本件は、この議案第 3 号の現況証明について証明してよろしいか、併せて議案第 1 号の農振計画の変更の意見について、異議なしとしてよろしいか、また、議案第 2 号の転用許可申請について、許可に相当するかどうかと農業振興地域整備計画が変更公告された段階で許可を出してよろしいかについて、一括で審議をお願いいたします。

現地調査につきましては、担当委員を含む 3 名の委員をお願いしております。

【議 長】 それでは審議に入る前に、地区担当の岡委員の方より報告お願い致します。

【岡 委員】 2 月 13 日の午前中、私と宍戸委員、九々委員にお願いしまして、E の現地を確認してまいりました。雪は降っていましたが、杭が差してありまして、測量したことを確認しました。

【議 長】 ただ今担当委員より報告がありました。これを踏まえて、何かご意見があればお願い致します。
(意見等無)

【議 長】 なければ、この内容で証明してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議 長】 併せて議案第 1 号の意見を異議なしとしてよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議 長】 併せて議案第 2 号の農地法第 4 条の許可申請について、許可相当としてよろしいか、また、村が農業振興地域整備計画の変更に関わる決定公告を行った場合は許可してよろしいでしょうか、いかがでしょうか？
(「はい」の声)

【議長】 それではこの内容で証明するものとし、議案第1号については異議なしとし、議案第2号については許可相当とし、村が変更に係る決定公告を行った場合は許可するものと致します。

(7) 議案第4号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

【議長】 次、議案第4号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について説明をお願い致します。

【事務局長】 議案第4号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について説明致します。利用権設定2件の申請について許可してよろしいか審議をお願い致します。

1件目、(議案朗読)

議案資料をご覧ください。11頁に図面を付けております。12頁から申請書の写しを付けております。農地法第3条第2項各号に定める許可要件に係る部分ですが、12頁右の表に借主及び世帯員等が有する現在の経営面積が載っており、下限面積の2haに達しております。続いて13頁左上の「5権利を取得しようとする者及びその世帯員等の大農機具及び家畜の所有状況並びに農作業に従事する者の状況」から、14頁左上「10周辺地域との関係」までをご確認いただき、現状の機械力、労働力等で全ての農地を効率的に耕作又は養畜の事業を行えるか、周辺地域の農業へ支障を生ずるおそれがないか、後ほどご確認をお願いします。

2件目、(議案朗読)

議案資料をご覧ください。17頁に図面を付けております。18頁から申請書の写しを付けております。農地法第3条第2項各号に定める許可要件に係る部分ですが、1件目と同じ要領で、後ほどご確認をお願いします。

現地確認につきましては、担当委員をお願いをしております。

【議長】 それでは資料にお目通しいただく前に、現地確認の報告をしていただきたいと思います。大地委員お願い致します。

【大地委員】 1件目、2件目とも、昨年7月28日の農地パトロールの時点での現地確認及び航空写真等で利用状況の確認をいたしました。

【議長】 それでは、しばし時間を取りますので、資料の方に目を通してください。
(各委員申請内容確認)

【議長】 いかがでしょうか、凡そ目を通していただけたでしょうか？

それでは1件目、借主がGの件です。この件について、何かご意見等あればお願い致します。

(「ありません」の声)

【議長】 なければ、この申請について許可してもよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議長】 それでは許可するものと致します。

次2件目、Hからの申請の件です。この件についても、ご意見等あればお願い致します。

(「ありません」の声)

【議長】 なければ、この申請どおり許可してもよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議長】 それでは許可するものと致します。

(8) 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

【議長】 議案第5号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について説明お願い致します。

【事務局長】 議案第5号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について説明致します。

基盤強化法に基づき村より決定を求められた利用権設定等12件の農用地利用集積計画について決定してよいか審議をお願い致します。

賃貸借の1件目、(議案朗読)

賃貸借の2件目、(議案朗読)

賃貸借の3件目、(議案朗読)

賃貸借の4件目、(議案朗読)

賃貸借の5件目、(議案朗読)

賃貸借の6件目、(議案朗読)

賃貸借の7件目、(議案朗読)

以降 12 件目まで、利用権の設定等をする者、設定等の種類、利用権の期間、備考欄の内容は 1 件目と同じですので、説明を省略します。

賃貸借の 8 件目、(議案朗読)

賃貸借の 9 件目、(議案朗読)

賃貸借の 10 件目、(議案朗読)

賃貸借の 11 件目、(議案朗読)

賃貸借の 12 件目、(議案朗読)

以上、集積計画に登載するためのものであり、基盤強化法第 18 条第 3 項で規定する各要件であります基本構想への適合、全ての農用地の効率的利用、必要な農作業への常時従事、これらについては満たしていると考えております。

また、●●委員につきましては農業委員会等に関する法律第 31 条の規定によりまして議事参与の制限がございますので、当該案件の審議の際には一時退室をお願い致します。

【議 長】 それでは 1 件ずつ進めてまいります。賃貸借の 1 件目、利用権の設定等を受ける方が I の件です。この件につきまして、ご意見があればお願いします。

(意見等無)

【議 長】 なければ、この内容で決定してもよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議 長】 それでは決定するものと致します。

次 2 件目、利用権の設定等を受ける方が J の件です。この件につきまして、ご意見があればお願いします。

(意見等無)

【議 長】 なければこの内容で決定してもよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議 長】 それでは決定するものと致します。

次 3 件目、利用権の設定等を受ける方が A の件です。この件につきまして

て、ご意見があればお願いします。

(意見等無)

【議 長】 なければ、この内容で決定してもよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議 長】 それでは決定するものと致します。

次4件目、利用権の設定等を受ける方がDの件です。この件につきまして、ご意見があればお願いします。

(意見等無)

【議 長】 なければ、この内容で決定してもよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議 長】 それでは決定するものと致します。

次5件目、利用権の設定等を受ける方がBの件です。この件につきまして、ご意見があればお願いします。

(意見等無)

【議 長】 なければ、この内容で決定してもよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議 長】 それでは決定するものと致します。

次6件目、利用権の設定等を受ける方がKの件です。この件につきまして、ご意見があればお願いします。

(意見等無)

【議 長】 なければ、この内容で決定してもよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議 長】 それでは決定するものと致します。

次7件目、利用権の設定等を受ける方がLの件です。この件につきまして、ご意見があればお願いします。

(意見等無)

【議 長】 なければ、この内容で決定してもよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議 長】 それでは決定するものと致します。

次8件目、利用権の設定等を受ける方がMの件です。この件につきまして、ご意見があればお願いします。

(意見等無)

【議 長】 なければ、この内容で決定してもよろしいでしょうか？
 (「はい」の声)

【議 長】 それでは、決定するものと致します。
 次 9 件目、利用権の設定等を受ける方が N の件です。この件につきまして、ご意見があればお願いします。
 (意見等無)

【議 長】 なければ、この内容で決定してもよろしいでしょうか？
 (「はい」の声)

【議 長】 それでは決定するものと致します。
 次 10 件目、利用権の設定等を受ける方が O の件です。この件につきまして、ご意見があればお願いします。
 (意見等無)

【議 長】 なければ、この内容で決定してもよろしいでしょうか？
 (「はい」の声)

【議 長】 それでは決定するものと致します。

(●●委員退室)

【議 長】 それでは 11 件目、利用権の設定等を受ける方が P の件です。この件につきまして、ご意見があればお願いします。
 (意見等無)

【議 長】 なければ、この内容で決定してもよろしいでしょうか？
 (「はい」の声)

【議 長】 それでは決定するものと致します。

(●●委員入室)

【議 長】 次 12 件目、利用権の設定等を受ける方が Q の件です。この件につきまして、ご意見があればお願いします。
 (意見等無)

【議 長】 なければ、この内容で決定してもよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議長】 それでは決定するものと致します。

(9) 議案第6号 農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて

【議長】 次に、議案第6号、農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて説明をお願い致します。

【事務局長】 議案第6号、農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて説明致します。賃貸借2件のあっせんの申出がありましたので審議をお願い致します。

1件目、(議案朗読)

議案資料をご覧ください。資料22頁に申出地の図面を付けております。

2件目、(議案朗読)

議案資料をご覧ください。資料23頁から26頁に申出地の図面を付けております。

こちらは2件とも従前と変わらない内容となりますので、書類のみで処理してよろしいか併せて審議をお願い致します。

【議長】 ただ今説明があったとおり、賃貸借2件の農地のあっせんの申出がありました。この件について、内容については従前と変わりが無いようなんですが、あっせんを取り進めてもよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議長】 また併せて、このあっせん調整ですが、本日、定例会終了後取り進めてもよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議長】 それでは、この内容で取り進めるものとし、あっせん会については、本日の定例会終了後に行うという事で、進めさせていただきます。

それではあっせん委員を選ばせていただきます。

まず1件目、あっせん申出者がRの件ですが、小野委員、磯委員、塩田委員、宍戸委員。取りまとめ、小野委員ということでよろしくお願い致します。

次2件目、あっせん申出者Sの件です。塩田委員、磯委員、宍戸委員、

小野委員。取りまとめ、塩田委員ということで、進めたいのですが、よろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議長】 それでは、そのように取り進めていきたいと思えます。

6. その他の協議状況

(1) 令和5年 第3回農業委員会定例総会について

※第3回定例総会は、3月8日(水)13時30分に決定する。

7. 閉会挨拶

【会長】 第2回の定例会という事で、それぞれ皆様には慎重なる審議をいただきながら、無事全ての案件を承認いただくことが出来ました。ありがとうございます。

本日はこの後、書類あっせん並びに地区ごとにそれぞれ調整も控えておりますので、よろしくお願ひしたいと思えます。本日は誠にありがとうございました。